

平成21年度6月補正予算 (基金事業)について

介護職員の処遇改善を進めるための基金を設置します

予算額 28,410,622千円（新規）

- 介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金 25,077,288千円
介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成や介護施設を円滑に開設するための必要な経費に支援をするための基金の設置

- ・ 基金造成額 250億円
- ・ 事業終了 平成23年度まで

- 介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費 3,333,334千円
 - ・ 内 容 介護職員の処遇改善のための交付金を介護報酬とは別に交付
 - ・ 対 象 介護保険法に基づく訪問介護や特別養護老人ホームなどの事業所
 - ・ 交 付 額 介護職員（常勤換算）1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額
 - ・ 事業開始 平成21年10月サービス分から実施



介護職員処遇改善等臨時特例基金について

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

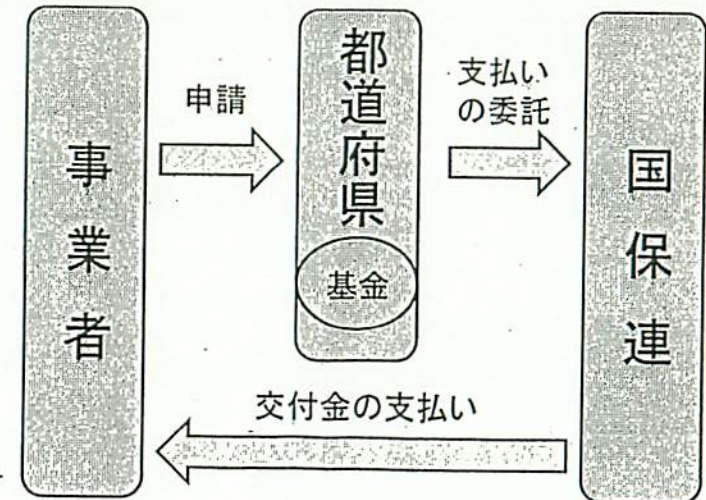
介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付額は、各サービス毎の介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 交付額 : 介護報酬総額×サービス毎に定める交付率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

執行のイメージ



- (4) 事業規模 合計約3,975億円 (介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額)
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

サービス区分ごとの交付率

サービス区分	交付率
○訪問介護・介護予防訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	4.0%
○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	1.8%
○通所介護・介護予防通所介護	1.9%
○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	1.7%
○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	2.9%
○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	4.2%
○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	3.9%
○介護福祉施設サービス ○地域密着型介護老人福祉施設 ○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	2.5%
○介護保健施設サービス ○短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）	1.5%
○介護療養施設サービス ○短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）	1.1%
【助成対象外】 ○訪問看護・介護予防訪問看護 ○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ○居宅介護支援 ○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防支援	0%

$$\begin{aligned}
 \text{※当該サービスの交付率} &= \frac{\text{当該サービスの介護職員数（常勤換算）（全国計）} \times 15,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{当該サービスの総費用額（全国計）}}
 \end{aligned}$$

障害者の自立支援対策を推進します

予算額 8,950,815千円

障害者自立支援対策等臨時特例基金の積み増し 7,700,000千円

福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を図り、障害者の自立支援対策を推進するとともに、福祉・介護人材確保対策を推進するため、障害者自立支援対策等臨時特例基金の更なる積み増しを行います。

(事業期間：平成21年から平成23年まで)

障害者自立支援対策等臨時特例基金事業費 1,250,815千円

1 福祉・介護人材の処遇改善（新規）

事業者からの申請に基づき、報酬とは別に福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額を交付

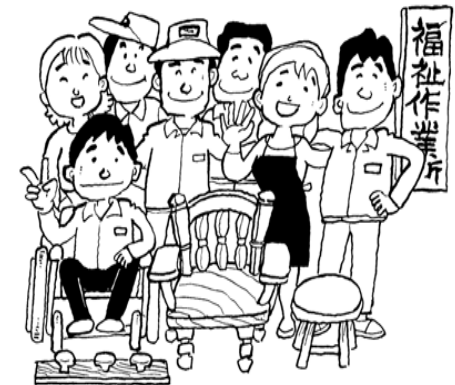
平成21年10月サービス分から実施

2 事業者の新体系移行促進の支援

(1)新体系サービスで必要となる改修や増築等への助成（継続）

(2)開設準備への支援（新規）

(3)旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に、従前（移行前）の事業収入額を保障（新規）平成21年10月サービス分から実施



福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者には3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。

3 交付方法

実施方法：障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し

実施主体：都道府県

補助割合：定額（10 / 10）

交付対象：以下の要件を全て満たす事業者

(ア)各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

(イ)22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。

交付額：報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率
報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円 福祉・介護職員（常勤換算）一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額
21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業：新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価：1施設当たり 20,000千円以内

開設準備経費

- ・対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）
- ・補助単価：1事業所 1,000千円以内

就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設：就労継続支援事業所
効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価：1施設当たり 100,000千円以内

移行時運営安定化事業（仮称）

- ・事業内容：旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前（移行前）の事業収入額を保障する。
- ・助成額：（旧体系における事業収入額） - （当該月の事業収入額） 21年10月サービス分から実施予定

(2) 実施主体 ~ 都道府県、市町村

(3) 補助割合 定額(10/10)

具体的な算定方法など詳細については、今後、事務処理要領によりお示しする予定

3 事業規模 約355億円 障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し(実施年度:平成21年度~23年度)